

第2章

国の原子力規制行政



CHAPTER

2

1 国の原子力規制行政の概要

原子力規制委員会は、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の重大事故の教訓を踏まえ、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、規制事務の一元化を図るとともに、専門的な知見に基づき中立公平な立場から、独立して原子力安全規制に関する業務を担う行政機関として、平成24年9月19日、環境省の外局として発足されました。

原子力規制委員会は、内閣総理大臣が任命した委員長及び4人の委員から構成され(平成25年2月15日に国会同意)、その事務局機能は原子力規制庁が担っています。

「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、5つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定されています。

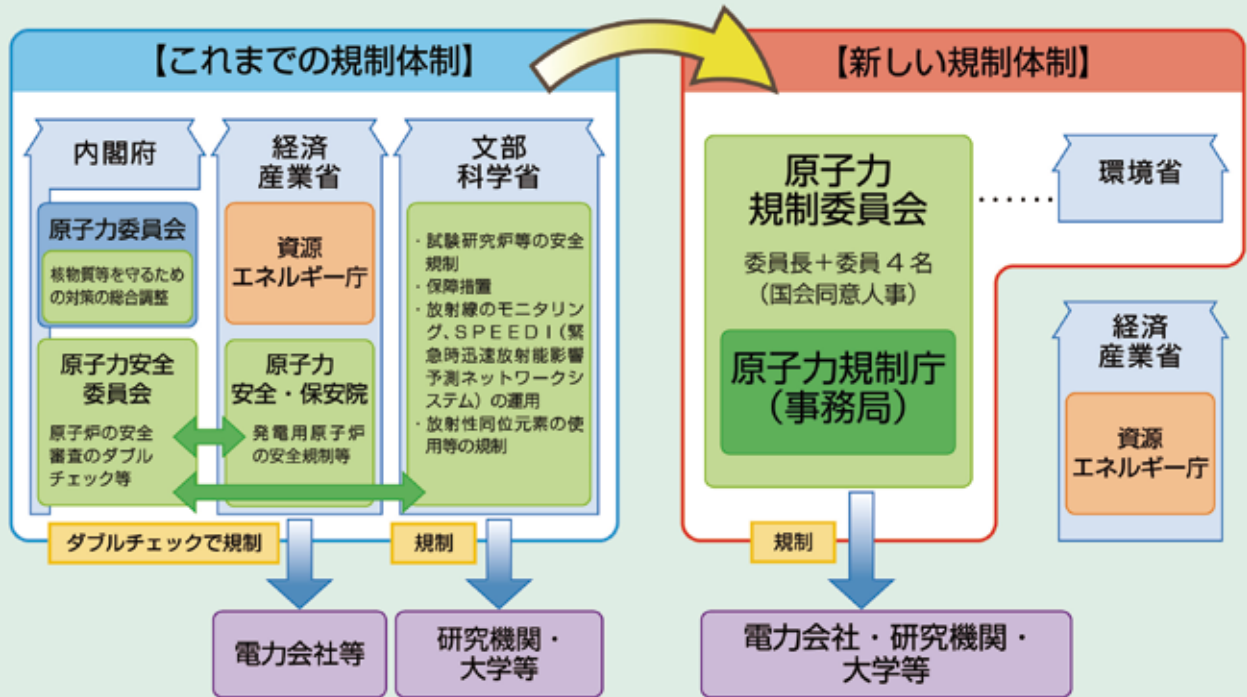
原子力規制委員会により、平成25年6月19日に新規制基準が策定、同年7月8日に施行されました。

改革の要点

1 「規制」と「利用」の分離

これまでは、原子力「利用」の推進を担う経済産業省の下に、原子力の安全「規制」を担う原子力安全・保安院が設置されていました。そうした「利用の推進」と「安全規制」を同じ組織の下で行うことによる問題を解消するため、経済産業省から、安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として原子力規制委員会を新設しました。原子力規制委員会は、独立性の高い3条委員会※です。

※いわゆる3条委員会（国家行政組織法第3条第2項に規定される委員会）とは、上級機関（例えば、設置される府省の大臣）からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することが保障されている合議制の機関です。



2 「規制」の一元化

各関係行政機関が担っていた原子力の規制の事務、核物質等を守るための事務（核セキュリティ）を原子力規制委員会に一元化しました。また、原子力安全委員会を廃止し、必要な機能が原子力規制委員会に統合されました。さらに、文部科学省が担っていた核不拡散の保障措置※、放射線モニタリング、放射性同位元素の使用等の規制についても移管され、「規制」に関連する機能は、原子力規制委員会に一元化されました。

※核物質が平和目的だけに利用され、核兵器等に転用されないことを担保するために行われる検閲活動のことです。

3 透明性の高い情報公開

原子力規制委員会は、具体的な情報公開請求を待つことなく、自発的に、可能な限りの行政文書をHP等で公開します。

原子力規制委員会で行われる会議については、原則として内容を公開していきます。また、電力会社等の被規制者との間で行われる規制に関連する内容の議論についても、記録を残し、原則として公開していきます。

(出典:原子力規制委員会パンフレット)

4 原子力規制の転換

東京電力福島原子力発電所事故の教訓や国内外からの指摘を踏まえて、

- ① 重大事故対策の強化
- ② 最新の知見に基づく原子力安全規制の実施
- ③ 40年運転制限の導入

など、原子力規制を強化しました。

< ① 重大事故対策の強化 >

重大事故対策を法令による規制の対象としました。

- ・原子炉等規制法の法目的に、重大な事故の発生に伴う放射性物質の原子力事業所外への異常放出といった災害の防止が含まれることを明記しました。
- ・発電用原子炉設置者等が行うべき保安のために必要な措置に重大事故対策も含まれることを明記しました。

< ② 最新の知見に基づく規制の実施 >

最新の知見を規制の基準に取り入れ、既に許可を得た施設に対しても新基準への適合を義務づける制度（バックフィット制度）を導入しました。

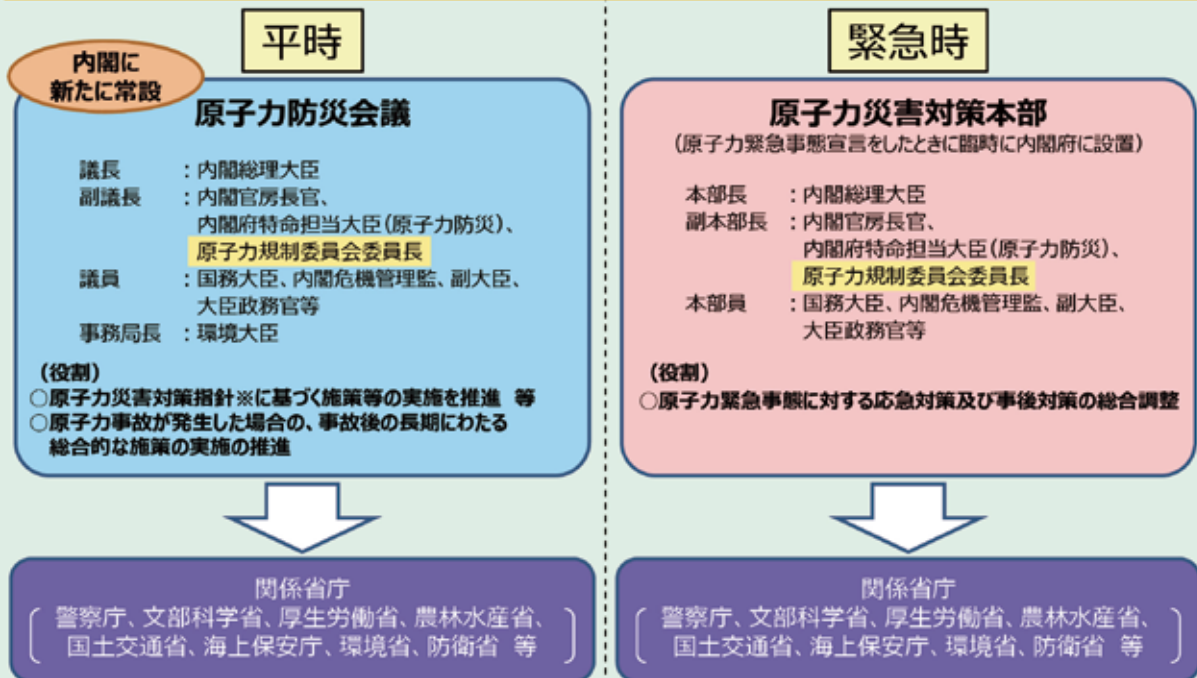
< ③ 40年運転制限の導入 >

発電用原子炉の運転期間を、原則として、営業運転を開始した日から起算して40年※としました。

※40年超の運転が認められるのは原子炉等の劣化の状況を踏まえた基準に適合している場合に限りです。

5 原子力防災体制の強化

緊急時に備えて、平時から政府全体で原子力防災対策を推進するために、
内閣に原子力防災会議を新たに常設



※ 原子力事業者や地方公共団体等による、原子力災害予防対策や緊急事態応急対策及び事後対策の円滑な実施を確保するための指針です。原子力規制委員会が作成します。

(出典: 原子力規制委員会パンフレット)

② 原子力規制委員会及び原子力規制庁の組織と仕事

■原子力規制委員会の組織理念

平成25年1月9日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、2011年3月11日に発生した東京電力福島原子力発電所事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、そして、我が国の原子力規制組織に対する国内外の信頼回復を図り、国民の安全を最優先に、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立すべく、設置された。

原子力にかかわる者はすべからく高い倫理観を持ち、常に世界最高水準の安全を目指さなければならない。

我々は、これを自覚し、たゆまず努力することを誓う。

使 命

原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。

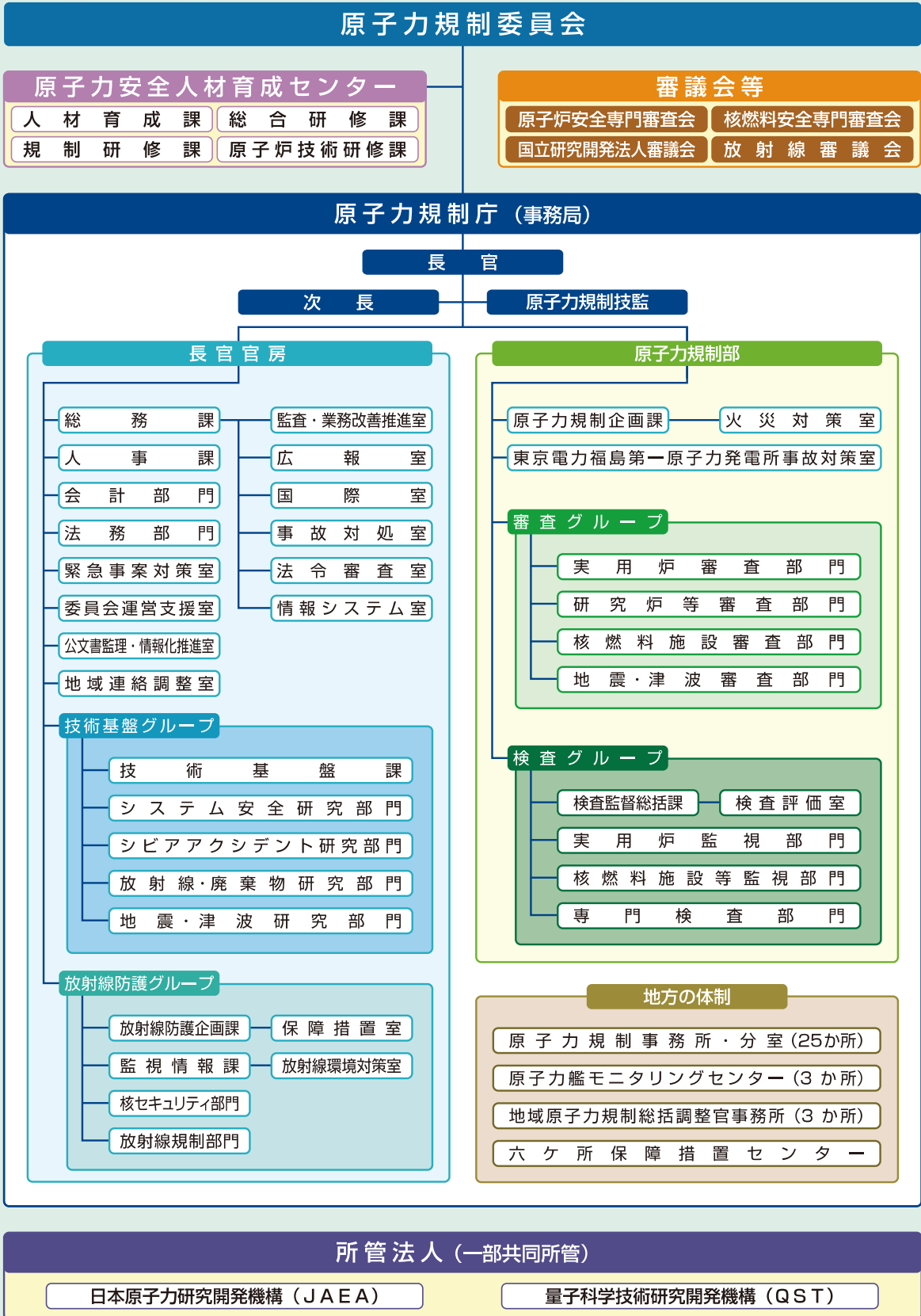
活動原則

原子力規制委員会は、事務局である原子力規制庁とともに、その使命を果たすため、以下の原則に沿って、職務を遂行する。

- (1) 独立した意思決定
何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。
- (2) 実効ある行動
形式主義を排し、現場を重視する姿勢を貫き、真に実効ある規制を追求する。
- (3) 透明で開かれた組織
意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する。また、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。
- (4) 向上心と責任感
常に最新の知見に学び、自らを磨くことに努め、倫理観、使命感、誇りを持って職務を遂行する。
- (5) 緊急時即応
いかなる事態にも、組織的かつ即座に対応する。また、そのための体制を平時から整える。

(出典：原子力規制委員会ホームページ)

原子力規制委員会の組織と仕事



（出典：原子力規制委員会パンフレット）

■ 玄海原子力規制事務所

昭和54年3月に発生したアメリカのスリーマイル島原子力発電所事故を契機として、原子力発電所の運転管理に関する指導監督等の業務を行うため、昭和55年に「玄海運転管理専門官事務所」が設置されました。

平成11年9月の東海村の燃料加工施設における臨界事故を契機に原子炉等規制法が改正され、平成12年4月に運転管理専門官にかわって原子力保安検査官制度が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法が制定され、同法に基づき、原子力防災専門官制度が発足しました。

その後、平成23年の福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力規制委員会が発足したことに伴い、「玄海原子力保安検査官事務所」は「玄海原子力規制事務所」へ移行し、原子力発電所の安全管理や防災対策の業務を行っています。

玄海原子力規制事務所は、唐津市西浜町の「佐賀県オフサイトセンター」内にあります。

住 所 〒847-0855

佐賀県唐津市西浜町2-5 佐賀県オフサイトセンター1階

連絡先 電話:0955-74-9050 ファクス:0955-72-0169

職 員	所 長／統括原子力運転検査官	1名
	副所長／原子力防災専門官	1名
	所 員／原子力運転検査官	3名
	原子力防災専門官	1名
	核物質防護対策官	1名
	放射線防災専門官（原子力防災専門官 併任）	2名

沿 革	1980年5月	運転管理専門官制度の発足に伴い、資源エネルギー庁玄海運転管理専門官事務所として唐津市内に事務所を開設
	2000年4月	原子力保安検査官制度の発足に伴い、玄海原子力保安検査官事務所と名称を変更。また、原子力災害対策特別措置法の制定に伴い、原子力防災専門官を配置
	2001年1月	省庁再編に伴う原子力安全・保安院の設置により、原子力安全・保安院玄海原子力保安検査官事務所と変更
	2002年2月	佐賀県オフサイトセンターの完成に伴い、現在地に事務所を移転
	2002年3月	同オフサイトセンターが原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策拠点施設として指定
	2012年9月	原子力規制委員会発足に伴い、「玄海原子力保安検査官事務所」が「玄海原子力規制事務所」へ移行
	2015年6月	佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所を設置
	2017年7月	原子力規制庁の組織改編に伴い、佐賀地方放射線モニタリング対策官事務所を玄海原子力規制事務所へ統合。新たに上席放射線防災専門官を設置
	2021年4月	新検査制度開始

③ その他の関係省庁

(1) 環境省

環境保全の観点からの放射性物質の監視及び測定、放射性物質の除染等を担当しています。

(2) 文部科学省

原子力研究開発に関する独立行政法人、大学共同利用機関等を所管し、基礎・基盤的な研究開発から高速増殖炉サイクル技術等、国として実施すべき大規模な研究開発等を担当しています。

(3) 経済産業省

資源エネルギー庁において、プルサーマルの実施や高レベル放射性廃棄物の処分等、原子力発電や核燃料サイクル産業に関する政策を担当しています。

(4) 外務省

核不拡散及び原子力の平和利用に関する外交政策を担当しており、これらの分野での国際約束の締結、解釈及び実施、国際原子力機関(IAEA)等の関係機関における活動への参加、各国政府との二国間、多国間の取り決めの交渉及び協力等を行っています。

(5) 国土交通省

原子力船や核燃料物質等の輸送の規制等を行っています。

(6) 原子力委員会

原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図る目的で設置し、国会の同意を得た委員長及び2名の委員で構成しています。

現在、放射性廃棄物専門部会を設置しています。